

## 栃木県スキー連盟各種登録料・負担金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟に所属する会員の各種登録料（以下「登録料」という。）及び所属団体の当連盟負担金規程以外の各種負担金（以下「負担金」という。）の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録料、負担金の種類及び額)

第2条 本連盟規程で別に定めがある登録料、負担金についてはその規程によるものとし、当規程で定める本連盟の登録料及び負担金及びその額は別紙のとおりとする。なお、当規程の登録料、負担金については、直近の評議員会の決議により別紙を改正し決定することができるものとする。

(登録料、負担金の納入方法)

第3条 登録料及び負担金は、各本部が指定する期限までに、本連盟又は各本部が指定する口座に振り込むものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(附則)

1 この規程は、令和4年7月 日から施行する。

## 別紙

### (1) 栃木県スキー連盟資格者年次登録料

- ・ 功労指導員、功労準指導員、指導員、準指導員は 1,000 円
- ・ SAJ 認定指導員、SAT インストラクターは 1,500 円
- ・ 登録料は、毎年 12 月 15 日までに県連口座に納入するものとする。

### (2) 競技者管理登録料

- ・ 競技本部が毎年度、カテゴリー及び登録時期に応じ別途定める額

### (3) 役員派遣等負担金

- ・ 所属団体は、各本部が競技会等を開催するに当たり各所属団体に役員派遣要請を行い、所属団体が人員を派遣できない場合に各本部が決めた額を負担する。
- ・ 国民体育大会県予選会の役員未派遣所属団体の負担金は、1 人当たり 20,000 円とする。